

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本免第453号
令和4年5月10日
宮城県警察本部長

運転免許関係事務取扱要領の一部改正について（通達）

運転免許関係事務については、「運転免許関係事務取扱要領の一部改正について（通達）」（令和3年3月30日付け宮本免第330号）により実施しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第16号）及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第7号）が令和4年5月13日から施行されること等に伴い、別添のとおり運転免許関係事務取扱要領の一部を改正し、運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の趣旨

申請により対象車両を安全運転サポート車に限定するなどの条件付免許が新設されたこと等に伴い、所定の規定を整備した。

また、押印を必要とする手続の見直しに伴い、一部の様式を改めた。

2 改正の内容

- (1) 申請による条件の追加及び変更申請を受けた際の要領を定め、様式を制定した。
- (2) 関係様式を改めた。
- (3) その他文言等を整理した。

3 施行期日

令和4年5月13日

運転免許関係事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号。以下「県規則」という。）並びに行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき、運転免許（以下「免許」という。）に関する事務（運転免許試験に係る事務を除く。以下「免許事務」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において使用する用語は、法第6章において使用する用語の例による。

第3 免許事務の取扱い

宮城県運転免許センター（以下「県免許センター」という。）、宮城県警察石巻運転免許センター（以下「石巻免許センター」という。）、宮城県警察古川運転免許センター（以下「古川免許センター」という。）、宮城県警察仙南運転免許センター（以下「仙南免許センター」という。）及び気仙沼警察署（以下「免許センター等」と総称する。）並びに気仙沼警察署以外の警察署（以下「各警察署」という。）における免許事務の受付日及び受付時間は、それぞれ次のとおりとする。

1 免許センター等

運転免許証関係受付等一覧表（別表第1）のとおりとする。

2 各警察署

月曜日から金曜日までの日（宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する県の休日を除く。）の執務時間内とする。ただし、申請による取消し（以下「申請取消し」という。）の受付時間は、午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時までとする。

第4 免許センターごとの管轄警察署

県規則第29条第1項に規定する免許事務を取り扱う警察署を管轄する免許センター（県免許センター、石巻免許センター、古川免許センター及び仙南免許センターをいう。）は、次のとおりとする。

1 県免許センター

仙台中警察署、仙台南警察署、仙台北警察署、仙台東警察署、泉警察署、若林警察署、塩釜警察署、大和警察署、気仙沼警察署、南三陸警察署及び岩沼警察署

2 石巻免許センター

石巻警察署、佐沼警察署、登米警察署及び河北警察署

3 古川免許センター

古川警察署、遠田警察署、若柳警察署、築館警察署、鳴子警察署及び加美警察署

4 仙南免許センター

大河原警察署、白石警察署、角田警察署及び亙理警察署

第5 免許事務の処理要領

免許センター等における免許事務並びに各警察署における運転免許証（以下「免許証」という。）の記載事項変更届の受理、免許証の返納の受理並びに暗証番号照会・閉塞解除依頼の受理及び回答については、原則として全て即日処理するものとし、その取扱いは次のとおりとする。

なお、免許事務のうち県規則第29条第1項の表の警察署（気仙沼警察署を除く。）で取り扱う免許証の更新及び再交付については、当該警察署から関係書類の送付を受けて県免許センターにおいて処理する。

1 免許証の更新

(1) 申請の受理

ア 免許センター等で免許証の更新の申請（以下「更新申請」という。）を受理する場合は、免許証、運転免許証更新申請書（別記様式第1号の1）及び質問票（別記様式第1号の2）を提出させ、その記載内容を照合し、記載漏れ、誤り等を確認すること。この場合において、質問票に誤記等で訂正があるときは、誤記等に係る質問票を回収した上で新たな質問票を交付し、改めて記載させるとともに、回収した質問票は、免許証の更新を受けようとする者の面前において復元できない措置を講ずること。また、質問票の誤記等については是正を求めた場合で、免許証の更新を受けようとする者がこれに応じないときは、以後の手続を打ち切ること。

イ 免許の停止処分期間中における更新申請又は免許証の更新の事務を取り扱う警察署（南三陸警察署、若柳警察署、築館警察署、鳴子警察署、白石警察署、角田警察署及び亙理警察署をいう。以下「更新事務取扱警察署」という。）で更新申請を受理する場合は、運転免許証更新申請書（別記様式第2号）及び質問票を提出させ、その記載内容を照合し、記載漏れ、誤り等を確認すること。この場合において、質問票に誤記等で訂正があるときは、誤記等に係る質問票を回収した上で新たな質問票を交付し、改めて記載させるとともに、回収した質問票は、免許証の更新を受けようとする者の面前において復元できない措置を講ずること。また、質問票の誤記等については是正を求めた場合で、免許証の更新を受けようとする者がこれに応じないときは、以後の手続を打ち切ること。

ウ 免許証の更新を受けようとする者が既に免許証の更新に必要な講習（以下「更新時講習」という。）を受講している場合は、特定任意講習終了証明書、高齢者講習終了証明書又は特定任意高齢者講習終了証明書の提出を求めること。

(2) 持参した申請用写真による申請の受理

免許証の更新を受けようとする者が持参する申請用写真で免許証の作成を希望する場合は、県免許センターで事前に当該申請用写真を審査し、申請用写真として使用可能と判断した上で、運転免許証更新申請書及び質問票の提出を受けて受理すること。この場合において、質問票に誤記等で訂正があるときは、誤記等に係る質問票を回収した上で新たな質問票を交付し、改めて記載させるとともに、回収した質問票は、免許証の更新を受けようとする者の面前において復元できない措置を講ずること。また、質問票の誤記等については是正を求めた場合で、免許証の更新を受けようとする者がこれに応じないときは、以後の手続を打ち切ること。

(3) 適性検査の実施

ア 適性検査は、現に有する最上位の免許の運転に必要な運転適性について規則第29条第8項において読み替えて準用する規則第23条第1項の規定により実施すること。

イ 適性検査の結果、合格基準に達したときは、運転免許証更新申請書の適性検査結果欄に現に有する最上位の免許に係る最低合格値を記載するものとし、総合判定の該当項目を丸で囲むこと。

なお、身体の状態に応じて条件を付与、解除又は変更するときは、運転免許証更新申請書に免許の条件の付与等の内容及び付与する全ての条件コードを記載すること。

ウ 適性検査の結果、規則第29条第8項において読み替えて準用する規則第23条第1項に規定する合格基準に達しないものの、現に有する他の免許又は下位の免許の合格基準に達したときは、当該合格基準に達した免許の種別に応じて更新させることができる。

エ 前記ウの規定により合格基準に達した免許の種別に応じて更新申請を受理するときは、運転免許取消申請書（別記様式第3号）を提出させるとともに、規則第30条の9第4項に規定する申請による運転免許の取消通知書を作成し、当該申請を行った者に交付すること。

(4) 免許証の交付日の指定

ア 更新事務取扱警察署において更新申請を受理するときは、現に保有する免許証の備考欄に申請受理年月日、新たな免許証の引換交付日、新たな免許証を交付するまでの有効日、免許証の更新を受けようとする者の更新時講習の区分及び新たに付与、解除又は変更した条件を記載すること。

なお、有効日は、原則として、引換交付日後14日以内の期日とすること。

イ 更新事務取扱警察署で更新申請を行った者が、免許センター等で更新時講習を受講した場合は、当該免許センター等において現に保有する免許証の備考欄に更新時講習受講済みである旨を記載すること。

(5) 書面による教示事項の交付

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定により、優良運転者以外の者には、教示事項（別記様式第4号）を交付すること。

2 免許証の再交付

(1) 免許証の再交付の申請の受理

免許証の再交付（以下「再交付」という。）の申請を受理するときは、運転免許証再交付申請書（別記様式第5号。以下「再交付申請書」という。）を提出させ、再交付の理由等を確認すること。

なお、免許証の亡失又は滅失を理由とする場合は、運転免許証亡失・滅失等てん末書（別記様式第6号。以下「亡失等てん末書」という。）の提出を受けること。

(2) 記載事項変更届と同時の申請の受理

免許証の記載事項変更と同時に再交付の申請を受理する場合は、再交付申請書を提出させ再交付の理由等を確認し、免許証の亡失又は滅失を理由とする場合は、亡失等てん末書の提出を受けること。

なお、この場合の手数料は、公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号。以下「手数料条例」という。）で定める免許証の再交付申請に係る手数料の額を徴収すること。

(3) 南三陸警察署における取扱い

南三陸警察署において、免許証の汚損又は破損による再交付の申請を受理したときは、当該免許証の写真、記載内容等が判別できるものについては、免許証の備考欄に再交付申請中である旨を朱書きすること。また、免許証の記載事項変更と同時に再交付の申請を受理する場合（免許証を亡失又は滅失したときを除く。）は5-(1)に規定する事務を行うこと。

(4) 免許証の住所が他県の者からの住所変更と再交付の同時申請

再交付申請に係る免許証の住所が宮城県以外である者から免許証の住所の記載事項変更及び再交付の申請（免許証を亡失、滅失、汚損、若しくは破損した場合又は免許証の電磁的方法による記録を毀損した場合に限る。）を同時に受理したときは、旧住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して免許台帳の写しの送付を依頼し、再交付申請書の上部余白にその旨を朱書きするものとする。この場合において、南三陸警察署において受理したときは、県免許センターを通じて行うものとする。

(5) 更新と同時の申請の受理

免許証の更新と同時に再交付の申請を受理する場合は、運転免許証更新申請書（別記様式第7号）及び質問票を提出させるとともに、再交付の理由等を確認し、免許証の亡失又は滅失を理由とする場合は、亡失等てん末書の提出も併せて受けること。この場合において、質問票に誤記等で訂正がある場合は、誤記等に係る質問票を回収した上で新たな質問票を交付し、改めて記載させるとともに、回収した質問票は、免許証の更新を受けようとする者の面前において

復元できない措置を講ずること。また、質問票の誤記等については是正を求めた場合で、免許証の更新を受けようとする者がこれに応じないときは、以後の手続を打ち切ること。

なお、この場合の手数料は、手数料条例で定める免許証の更新申請に係る手数料の額を徴収すること。

3 免許証の作成及び交付

(1) 作成

免許証は、免許センター等において申請を受理したものにあっては当該免許センター等において、各警察署において申請を受理したものにあっては当該各警察署から関係書類の送付を受けて県免許センターにおいてそれぞれ作成すること。

なお、免許証を作成する際の備考欄は、運転免許証備考欄記載要領（別表第2。以下「記載要領」という。）により記載すること。

(2) 免許証の交付

ア 免許証は、原則として、申請を受理した免許センター等又は各警察署で交付するものとする。

イ 新たに免許を受けようとする者に対する免許証の交付は、受験票と引換えに行うこと。

ウ 免許証を現に受けている者に当該免許の種類と異なる種類の免許を与えた場合の免許証の交付は、受験票及び旧免許証と引換えに行うこと。

エ 免許証の更新を受けた者、再交付を受けた者（免許証を亡失、盗難又は滅失した者を除く。）及び申請取消しで一部の種類の免許を取得した者に対する免許証の交付は、旧免許証と引換えに行うこと。ただし、免許証の更新を受けようとする者又は免許証の再交付を受けようとする者（免許証を亡失、盗難又は滅失した者を除く。）が手続中に当該免許証を紛失等したときは、旧免許証に代えて手続中の者からてん末書（別記様式第8号）の提出を受けて交付すること。

(3) 代理人への交付

免許証の即日交付が困難な免許証に係る代理人への交付は、免許証の交付を受けようとする者本人からの委任状の提出を受けた上で、前記(2)の規定に準じて行うこと。

4 免許の条件等

(1) 申請の受理

ア 法第91条の規定により免許に条件を付された者の免許の条件の解除又は変更は、県規則第28条の運転免許の条件解除・変更申請書（以下「条件解除・変更申請書」という。）の提出を受けて行うこと。この場合において、検査の結果、免許の条件が解除又は変更となる基準に達したときは、条件解除・変更申請書に当該基準の最低基準値を記載するものとする。

イ 法第91条の2第1項の規定により条件の付与又は変更を受けようとするときは、運転免許条件申請書（別記様式第9号）の提出により行うものとする。

(2) 備考欄への記載

免許証の備考欄に、免許の限定解除に係る記載、免許の条件付与・変更に係る記載、大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係る経歴に係る記載、並びに初心運転者標識の免除証明に係る記載を行う場合は、記載要領により記載するものとし、併せて免許証IC追記装置により免許の条件の解除・付与又は変更の内容を電磁的に記録すること。

5 免許証の記載事項変更届の受理

(1) 記載事項変更届の確認及び電磁的記録

免許証の本籍・国籍等、氏名又は住所の記載事項の変更届出を受理する場合は運転免許証記載事項変更届（別記様式第10号）（ただし、免許証を複写する場合にあっては運転免許証記載事項変更届（別記様式第11号））を、生年月日又は性別を修正する場合にあっては運転免許証記載事項変更届（生年月日修正）（別記様式第12号）を提出させ、記載内容及び規則第20条第2項の規定により添付又は提示された書類を照合確認するとともに、当該免許証の備考欄に記載要領により変更事項（本籍・国籍等は、変更した旨）を記載すること。また、併せて免許証IC追記装置により本籍・国籍等、住所その他の変更事項を電磁的に記録すること。

(2) 住居表示の変更による記載事項変更届

住居表示の変更により、免許証の本籍・国籍等又は住所に変更が生じた場合については、市町村の発行する住居表示新旧対照表等により変更内容が確認できるときは、前記(1)の規定による添付又は提示を省略させることができる。

6 免許証の返納届の受理

免許証の返納は、県規則第33条の3の運転免許証返納届（以下「運転免許証返納届」という。）を提出させ、その記載内容及び返納理由を確認して受理すること。この場合において、法第107条第1項各号に該当しない有効期間のある免許証については、申請取消しについて教示すること。

7 国外運転免許証の交付申請の受理及び交付

(1) 国外運転免許証の交付申請の受理

国外運転免許証の交付申請は、前記第4に規定する免許センターにおいて、国外運転免許証交付申請書（別記様式第13号）を提出させ、その内容及び規則第37条の9第2項に規定する添付書類等を確認した上で受理すること。

(2) 国外運転免許証の代理申請

国外運転免許証の代理申請は、次に掲げる場合に限り受理すること。

ア 国外運転免許証の交付を受けようとする者が既に外国に渡航している場合で、その者が受けている免許証の有効期間がおおむね3か月以上で、かつ、

その者との関係が明らかである親族等によって申請されるとき。

イ 国外運転免許証の交付を受けようとする者が一般社団法人日本自動車連盟に申請の代行を委任し、一般社団法人日本自動車連盟が申請するとき。

(3) 渡航証明

法第107条の7第2項の外国に渡航するものであることを証する書面は、次に掲げるものとする。

ア 旅券

イ 船員手帳又は乗船通知

ウ 渡航費用の支払能力を立証する書類の写し

エ 公用旅券発給請求書の写し

オ 公務により出張する公務員であるときは、その者の所属する長等が発行する渡航証明書

カ 前記ア及びイに規定する書面を提出することができないときは、旅行業者等が発行する渡航証明書

キ 前記(2)の国外運転免許証の代理申請の場合は、本人からの委任状及びその者が外国に渡航していることを証明する書面

(4) 国外運転免許証の返納の受理

国外運転免許証の返納を受理するときは、県規則第33条の3に規定する国外運転免許証返納届を提出させ、その記載内容及び返納理由を確認して受理すること。

8 経由申請に係る免許証の更新申請の受理

(1) 経由更新申請の受理

ア 県免許センターにおいて、宮城県以外の都道府県公安委員会に係る免許証の更新申請を受理するときは、経由申請書（別記様式第14号）及び質問票を提出させ、経由申請をしようとする者が優良運転者であること及び経由申請をしようとする者の誕生日が経過していないことを更新連絡書等により確認した上で、当該免許証と経由申請書の記載内容を照合し、記載漏れ等及び当該都道府県の収入証紙（東京都、大阪府、広島県及び鳥取県にあっては、確認印が押印された免許証更新手数料納入済通知書）が貼付されていることを確認し受理すること。

なお、質問票に記載漏れがある場合、質問票の誤記等の是正に応じない場合、申請用写真を添付していない場合、高齢者講習の受講対象者であって高齢者講習終了証明書を添付していない場合その他経由申請に不備がある場合は、当該経由申請をしようとする者にその旨を教示し、当該経由申請書を受理しないこと。

イ 経由申請により提出を受けた質問票で、回答欄の「はい」にチェックがあるときは、経由申請受理後、住所地を管轄する都道府県公安委員会から病気の症状等について聴取される旨を教示すること。

- ウ 経由申請により提出を受けた免許証は、備考欄に経由更新手続中である旨を記載した上で、経由申請をしようとする者に返却すること。
 - エ 経由申請をしようとする者が更新時講習の受講を希望する場合は、手数料条例で定める講習手数料を徴収するとともに、受講後に経由申請書に講習済みである旨を記載すること。
- (2) 適性検査の実施
- ア 適性検査は、他の免許証の更新を受けようとする者と同様に実施し、適否の判断は行わず、検査結果について経由申請書の適性検査結果欄に記載すること。
 - イ 宮城県に住所を有する者で宮城県以外で経由申請をしたものが、免許の更新の可否の判断がされていない場合は、当該経由申請をした者に対して通知を行い、適性検査の再検査を実施すること。
- (3) 関係書類の送付
- 経由申請により受理した関係書類は、経由申請をした者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に送付すること。
- (4) 免許証の作成及び交付
- 経由申請に係る免許証は、県免許センターにおいて、経由地公安委員会から送付を受けた適性検査結果通知書等の内容により運転免許証更新申請票（別記様式第15号）を作成の上、経由申請をした者が運転することに支障がないと認めた日以降に作成し、経由申請した日から起算して3週間を経過した日から、経由申請をした者又はその代理人に交付すること。
- 9 申請取消しの受理
- (1) 受理基準
- 申請取消しは、次のいずれにも該当しない場合に行うこと。
- ア 複数の種類の免許を持つ者が、下位免許の取消しのみを申請するとき。
 - イ 交通事故又は交通違反をし、免許の取消しの対象者に該当しているとき。
 - ウ 交通事故又は交通違反をし、免許の停止の対象者又は違反者講習の対象者に該当しているとき。
 - エ 臨時適性検査に係る免許の取消し又は停止の対象者に該当しているとき。
 - オ 初心運転者講習又は再試験の対象者に該当しているとき。
 - カ 若年運転者講習の対象者又は特例取得免許の取消しの対象者に該当しているとき。
 - キ 申請取消しを行おうとする者から、交通事故又は交通違反を起こした旨の申出があり、今後免許の取消し又は停止を受けるおそれがあるとき。
- (2) 免許を受けた者から法第104条の4第1項の申出を受けたときは、当該申出に係る免許を与えることができる。
- (3) 申請の受理
- ア 申請に必要な書類

(ア) 運転免許取消申請書

(イ) 免許証

(ウ) 申請用写真（各警察署で受理する場合で、一部取消しのときに限る。）

イ 免許センター等で受理する場合

(ア) 運転免許取消申請書の記載内容に誤りがないかどうか、及び前記(1)の受理基準に該当するかどうかについて確認すること。

(イ) 申請取消しを行おうとする者が真に免許の取消しを希望しているかどうかについて、その意思を確認すること。

(ウ) 申請取消しを受理するときは、申請取消しを行おうとする者について、警察庁に対する免許・不適格事実照会（以下「警察庁照会」という。）を行うこと。

なお、警察庁照会を行う際は、免許証番号による照会並びに氏名及び生年月日による照会を行うこと。

ウ 各警察署で受理する場合

(ア) 運転免許取消申請書の記載内容に誤りがないかどうか、及び前記(1)の受理基準に該当するかどうかについて確認すること。

(イ) 申請取消しを行おうとする者が真に免許の取消しを希望しているかどうかについて、その意思を確認すること。

(ウ) 申請取消しを受理するときは、前記第4に規定する免許センターに取消しを行おうとする者の警察庁照会を依頼し、前記(1)の受理基準に該当するかどうかについて確認すること。

(エ) 申請取消しを受理した場合は、受理後速やかに関係書類を前記第4に規定する免許センターに送付すること。

エ 免許センターの回答要領

免許センターは、各警察署から依頼を受けたときは、速やかに警察庁照会を行うものとする。この場合において、前記(1)－イからキまでに規定する基準に該当するときは、各取扱所属に照会し、その処理状況を確認した上で結果を回答すること。

(4) 取消通知書の交付

免許を取消しする場合は、規則第30条の9第4項に規定する申請による運転免許の取消通知書を作成し、申請取消しを行おうとする者に交付するものとする。この場合において、申請取消し後の5年以内において、当該申請取消しを行おうとする者の申出により運転経歴証明書の交付をすることができる旨を教示すること。

(5) 免許証の作成及び交付

一部の免許の取消しに係る前記(2)の申出を受けた場合は、新たな免許証を作成して交付するものとする。この場合、法第104条の4第1項後段の申出を受けたときは、手数料条例で定める交付手数料の額を徴収すること。

なお、各警察署にあつては、新たな免許証の交付は後日となることから、申請取消しに係る免許証の備考欄に現在申請取消手続中である旨を記載して交付すること。

10 暗証番号の照会及び閉塞解除

免許証の暗証番号の照会及び閉塞解除の依頼は、暗証番号照会・閉塞解除依頼書（別記様式第16号）及び免許証を提出させ、本人であることを確認して回答及び処理すること。

なお、各警察署で暗証番号の照会を受理した場合は、前記第4に規定する免許センターに警察電話ファクシミリにより照会を行い対応すること。

第6 免許証の照会番号の付与

免許証の照会番号は、運転免許証照会番号指定表（別表第3）により付与すること。

第7 免許証の保管

免許証を保管する場合は、新規、更新、併記及び再交付の別に免許証を区分し、施錠設備のある保管庫に収納すること。

第8 旧免許証の取扱い

更新、併記、再交付（亡失、盗難又は滅失によるものを除く。）、一部の免許の申請取消し等で引換え交付により提出を受けた旧免許証は、警部補以上の階級にある警察官（相当職を含む。）の立会いの下に速やかに記載事項及び電磁的記録の内容が復元できないよう裁断して廃棄すること。

なお、更新又は申請取消しに係る旧免許証は、一部を穿孔^{せん}して免許証の更新を受けた者又は申請取消しを行った者に交付することができる。

第9 更新申請手続が完了しなかった場合の免許証の取扱い

更新事務取扱警察署は、免許証の更新を受けた者が更新期間内に更新時講習を受講しなかった場合は、県免許センターに連絡の上、新免許証返納送付書（旧免許証の失効）（別記様式第17号）とともに交付する予定であった免許証を速やかに送付すること。

別表第1（第3関係）

運転免許証関係受付等一覧表

1 県免許センター

対象事務	受付曜日	受付時間	備考
更新	日～金	8:30～9:30 13:00～14:00	土曜日及び休日（宮城県の休日 を定める条例第1条第1項第2号及び 第3号に規定する県の休日をいう。 以下同じ。）は休務 受付時間には、更新申請と再交付 申請を同時に行う受付（日曜日、土 曜日及び休日は休務）を含む。
再交付	月～金	9:30～10:30 14:00～15:00	日曜日、土曜日及び休日は休務
記載事項変更 （修正を含む。） 暗証番号照会・ 閉塞解除依頼	月～金 ----- 日	8:30～11:30 13:00～16:30 10:30～11:30 14:30～15:30	更新申請と同時に行う記載事項の 変更は、更新の受付時間に同じ。再 交付申請と同時に行う記載事項の変 更は、再交付の受付時間に同じ。
国外運転免許	月～金	9:30～11:00 14:00～15:30	日曜日、土曜日及び休日は休務
経由申請に係る 更新	月～金	8:30～9:30 13:00～14:00	日曜日、土曜日及び休日は休務
申請取消し	月～金 ----- 日	10:00～11:30 14:30～16:00 10:30～11:30 14:30～15:30	一部申請取消しは、日曜日、土曜 日及び休日は休務。更新申請と同時 に行う申請取消しは、更新受付の時 間に同じ。
条件付与 条件変更 条件解除	月～金	10:00～11:30 14:30～16:00	日曜日、土曜日及び休日は休務

2 石巻免許センター、古川免許センター及び仙南免許センター

対象事務	受付曜日	受付時間	備考
更新	日～金	8:30～9:30 13:00～14:00	土曜日及び休日は休務。日曜日は、 石巻免許センター及び仙南免許セン ターは第1日曜日及び第3日曜日 に、古川免許センターは第2日曜日 及び第4日曜日に受付とする。 受付時間には、更新申請と再交付 申請を同時に行う受付（日曜日、土 曜日及び休日は休務）を含む。
再交付	月～金	9:30～10:30 14:00～15:00	日曜日、土曜日及び休日は休務
記載事項変更 （修正を含む。） 暗証番号照会・ 閉塞解除依頼	月～金 ----- 日	8:30～11:30 13:00～16:30 10:30～11:30 14:30～15:30	日曜日の受付は、更新の受付開設 日に限る。更新申請と同時に行う記 載事項の変更は、更新の受付時間に 同じ。再交付申請と同時に行う記載 事項の変更は、再交付の受付時間に 同じ。
国外運転免許	月～金	9:30～11:00 14:00～15:30	日曜日、土曜日及び休日は休務

申請取消し	月～金	10:00～11:30 14:30～16:00	一部申請取消しは、日曜日、土曜日及び休日は休務。更新申請と同時に行う申請取消しは、更新受付の時間に同じ。
	日	10:30～11:30 14:30～15:30	
条件付与 条件変更 条件解除	月～金	10:00～11:30 14:30～16:00	日曜日、土曜日及び休日は休務

3 気仙沼警察署

対象事務	受付曜日	受付時間	備考
更新	日～金	8:30～9:30 13:00～14:00	土曜日及び休日は休務。日曜日は、第2日曜日に受付とする。 受付時間には、更新申請と再交付申請を同時に行う受付（日曜日、土曜日及び休日は休務）を含む。
再交付	月～金	9:30～10:30 14:00～15:00	日曜日、土曜日及び休日は休務
記載事項変更 (修正を含む) 暗証番号照会・ 閉塞解除依頼	月～金 日	8:30～11:30 13:00～16:30 10:30～11:30 14:30～15:30	日曜日の受付は、更新の受付開設日に限る。更新申請と同時に行う記載事項の変更は、更新の受付時間に同じ。再交付申請と同時に行う記載事項の変更は、再交付の受付時間に同じ。
申請取消し	月～金 日	10:00～11:30 14:30～16:00 10:30～11:30 14:30～15:30	一部申請取消しは、日曜日、土曜日及び休日は休務。更新申請と同時に行う申請取消しは、更新受付の時間に同じ。
条件付与 条件変更 条件解除	月～金	10:00～11:30 14:30～16:00	日曜日、土曜日及び休日は休務

別表第2 (第5関係)

運 転 免 許 証 備 考 欄 記 載 要 領

項 目	内 容	記 載 例	備 考
運転免許の条件関係	法第91条の規定により条件を付与又は解除した場合	(元号) 00. 00. 00 条件付与 (眼鏡等) 宮城県公委	
	法第91条の2第2項の規定により条件を付与した場合	(元号) 00. 00. 00 条件付与 普通車はサポートカーに限る 宮城県公委	
免許証の記載事項変更関係	法第94条第1項の規定により記載事項を変更した場合	(元号) 00. 00. 00 新住所〇〇市・・ 宮城県公委 I C本籍等変更関係 (元号) 00. 00. 00 本籍変更 宮城県公委 (元号) 00. 00. 00 本籍変更 I C 手続未済 宮城県公委 (元号) 00. 00. 00 I C 手続済 宮城県公委 (元号) 00. 00. 00 国籍等記録変更 宮城県公委	結婚等の理由で本籍・国籍等、住所又は氏名を変更した場合の表示
限定関係	法第91条の規定により付された条件を解除した場合	(元号) 00. 00. 00 条件解除 宮城県公委	免許証の備考欄に記載されている自動車等の限定の全部又は一部を解除した場合の表示
	法第91条の規定により付された車種限定又は車種限定を解除した場合	(元号) 00. 00. 00 普自二輪は小型二輪に限る 宮城県公委	125cc以下の二輪車が運転することができることの表示
		(元号) 00. 00. 00 普自二輪限定解除 宮城県公委	普通二輪免許(小型に限る。)を有する者が限定解除審査に合格し、400cc以下の二輪車が運転することができることの表示
	法第91条の規定により付された条件を解除した場合	(元号) 00. 00. 00 準中型車限定解除 宮城県公委	準中型車免許(5tに限る。)を有する者が限定解除審査に合格し、車両総重量7.5t未満・最大積載量3t未満の自動車を運転することができることの表示
	法第91条の2	(元号) 00. 00. 00	普通車はサポートカ

	第2項の規定により付された条件を変更した場合	普通車はサポートカーに限る 限定解除 宮城県公委	一に限る条件を有する者が限定解除審査に合格し、条件のない普通車を運転することができることの表示
免許経歴関係	法第71条の4第4項及び第5項に規定する自動二輪免許の免許経歴	大自二（元号）00年00月00日 宮城県公委 普自二（元号）00年00月00日 大自二（元号）00年00月00日（免許歴00日） 宮城県公委 普自二（元号）00年00月00日（免許歴00日） 宮城県公委	
初心運転者標識関係	法第71条の5に規定する初心運転者の遵守事項	初心運転者標識免除（普通） 宮城県公委 初心運転者標識免除（準中・普通） 宮城県公委	準中型免許又は普通免許を受けていた者が過去に当該免許を受けていた期間が通算1年に達しているものは、初心運転者標識を車に付けることを免除する表示
		準中型（元号）00年00月00日 宮城県公委	準中型免許の取得日を記載し、初心運転者期間の開始日を表示

別表第3 (第6関係)

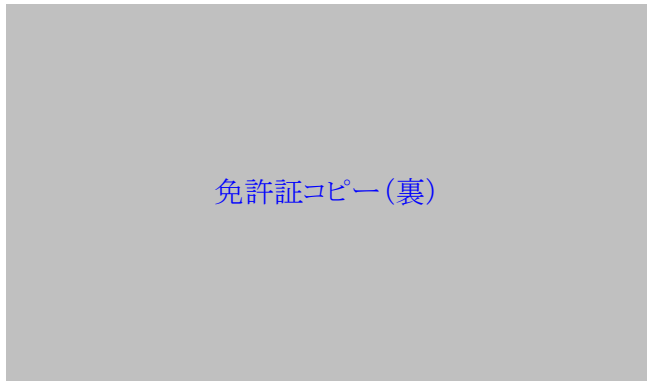
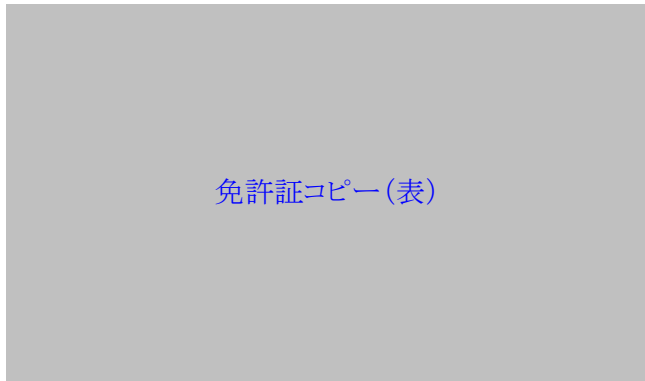
運転免許証照会番号指定表

受付場所		新規併記失効	新規(保留明け)	更新	再交付	再交付(分割)	限解条変記変		
		照会番号	照会番号	照会番号	登録番号	登録番号	登録番号		
免許センター等	県免許センター	00001	60001	10001	50001	70001	旧照会番号をそのまま登録		
		02999	60999	12999	50999	70999			
	石巻免許センター	03001	63001	13001	53001	73001		00001	
		04999	63999	14999	53999	73999			00001
	古川免許センター	05001	65001	15001	55001	75001		99999	
		06999	65999	16999	55999	75999			
	仙南免許センター	07001	67001	17001	57001	77001			
		08999	67999	18999	57999	77999			
	気仙沼	09001	69001	19001	59001	79001			
		09999	69999	19999	59999	79999			
	各警察署	南三陸	34501	68001	34001	58001		78001	00001
			34999	68999	34500	58999		78999	
若柳				43001					
				43500					
築館				42001					
				42500					
鳴子				41001					
				41500					
白石				30001					
				30500					
角田				29001					
				29500					
亘理			28001						
			28500						

<h1 style="text-align: center;">運転免許証更新申請書</h1> 宮城県公安委員会 殿 (兼 記載事項変更届)				更新	特例	一部	一特	氏変	転入	転入氏変	申請日	
				36	32	33	31	51	00	A1	年 月 日	
新条件コード												
フリガナ								大正・昭和・平成				
氏名 (氏)		(名)		生年月日		年 月 日		性別		男・女		
変更届	変更する項目の番号を全て○で囲んでください。		1. 氏名 2. 本籍・国籍等 3. 住所(県内異動) 4. 生年月日 5. 住所(県外から転入)→新本籍・国籍等欄に本籍・国籍等も()で記載してください。									
	新本籍・国籍等		※ 氏名、本籍・国籍等の変更には住民票住所変更には新住所を確認できる書類等が必要です。									
	新住所											
電話連絡先		携帯・自宅・その他 ()		備考								
認証番号①				暗証番号②								

※ 認証番号①は、券面記載情報の確認に使用します。免許証番号の中央4桁(赤色斜線部分)が自動設定されます。別番号を希望する場合は、任意の番号4桁を記載してください。
 ※ 暗証番号②は、券面に記載のない本国籍と顔写真情報の確認に使用します。本人しか知り得ない秘密の番号4桁を記載してください。

特定失効区分	変更なし	やむを得ず失効				特定取消		更新申請県	22	通知講習区分	優良	一般	違反初回
		6か月以内		6か月超3年以内		継続歴有							
		継続歴有		継続歴有		継続歴有							
	0	1	2・A	5	6・B	8・9・C							



3枚複写になるように太枠内をボールペンではっきりと記入してください。

(この線から下には記載しないでください。)



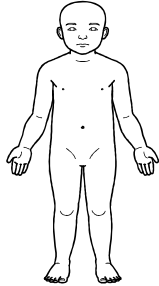
折り曲げないでください。

氏名・生年月日		年 月 日				フリガナ	
本籍・国籍等							
住所							
交付		年 月 日					
まで有効							
免許の条件等							
免許証番号							
免許年月日	第一種免許	二・小・原	年 月 日	有無	大 中 準 大 大 小 原 け 大 中 普 け 型 型 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二		
	第二種免許	その他	年 月 日	免許の種類			
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			

太枠内を確認してください。

適性検査結果	視力	裸眼	左	右	両	深視力	回数	実施結果		視野計	運動能力	・適 ・裏面記載	総合判定	適(解除) 適(変更) 適(付与)	検査担当官
		矯正	1回目	mm											
			2回目	mm											
			3回目	mm											
平均	mm														

適性検査結果欄

右手	左手	<div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 100px;"></div>
		
人体		<div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 100px;"></div>
		

資料区分		申請取消し	適性検査日						
取消免許種別									
新	二小原	大正 2	昭和 3	平成 4	令和 5	年 月 日			
	その他	大正 2	昭和 3	平成 4	令和 5	年 月 日			
免許の種類	中型 18	準中型 19	普通 12	大特 13	大自二 21	普自二 22	小特 15	原付 16	

別記様式第1号の2 (第5関係)

質 問 票

次の事項について、該当する□に (チェック) 印を付けて回答してください。

1 過去5年以内において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます。)を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 □はい □いいえ

2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 □はい □いいえ

3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。 □はい □いいえ

4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 □はい □いいえ
・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。

5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。 □はい □いいえ

_____ 公安委員会 殿

年 月 日

上記のとおり回答します。

氏名

(注意事項)



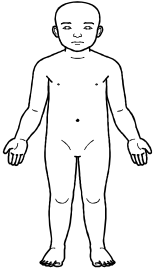
1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。

(運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。)

2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

3 提出しない場合は手続きできません。

適性検査結果欄

右手	左手	<div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 100px;"></div>
		
人体		<div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 100px;"></div>
		

資料区分		申請取消し	適性検査日						
取消免許種別									
新	二小原	大正 2	昭和 3	平成 4	令和 5	年 月 日			
	その他	大正 2	昭和 3	平成 4	令和 5	年 月 日			
免許の種類	中型 1 8	準中型 1 9	普通 1 2	大特 1 3	大自二 2 1	普自二 2 2	小特 1 5	原付 1 6	

運転免許取消申請書

(兼運転免許証返納届)

宮城県公安委員会 殿

申請日 年 月 日

各警察署で運転免許の一部取消申請をする場合は写真を添付
3.0×2.4cm大
6か月内撮影
無帽、無背景、
正面、上三分身

フリガナ			
氏名 (氏)	(名)		
生年月日	大正・昭和・平成	年 月 日	性別 男・女

取消を申請する免許の種類	全部 ・ 一部 ()
受けたい他の免許の種類	無 ・ 有 ()
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無
過去3年間以内に交通事故か交通違反はありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※ 「受けたい他の免許の種類」の欄には、希望する免許の種類を記載してください。

番号	免許の条件	備考(申請理由など)
処分等年月日		
処分時間		

免許証コピー(表)

免許証コピー(裏)

(この線から下には記載しないでください。)

折り曲げないでください。

氏名・生年月日	年 月 日	フリガナ
本籍・国籍等		
住所		
交付	年 月 日	
まで有効		
免許の条件等		
免許証番号		
免許種類	年 月 日	有無
第一種免許	年 月 日	有無
第二種免許	年 月 日	有無
その他	年 月 日	有無
免許の種類	大 中 準 普 大 大 小 原 大 中 普 大 け	型 型 型 通 特 二 自 二 特 付 引 二 二 二 二

↑ 太枠内を確認してください。

センター受付	署 受 付

太枠内をボールペンではっきりと記入してください。

教 示 事 項

この処分（運転免許更新処分）に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、提起しなければなりません

（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起しなければならないこととされています。

<h1 style="margin: 0;">運転免許証再交付申請書</h1>										記変	転入	再交付	申請日		
										51	A1	59	年 月 日		
宮城県公安委員会 殿										(兼記載事項変更届)			この紙を剥がし、写真を貼付してください。 <h3 style="margin: 0;">写 真</h3> (3.0×2.4cm) 無帽・無背景 正面上三分身 6か月内撮影		
免許証番号			登録年月日			登録番号									
再交付理由			亡失 盗難 滅失 汚損 破損 修正 分割 本人希望 備考 1 1 2 3 4 5 6 7												
本人確認			住民票・保険証・マイナンバーカード・他(
亡失等した免許証の内容	フリガナ						電話		携帯・自宅・その他						
	氏 名		(氏) (名)				()		男・女						
	生 年 月 日		大正・昭和・平成		年 月 日		性 別								
	本籍・国籍等														
	住 所														
免許の種類		大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け	型 型 中 通 自 自 特 付 引 型 型 通 特 引	交付年月日		年 月 日		照会番号							
				有効期限		年 月 日									
認証番号①			暗証番号②												

※ 認証番号①は、券面記載情報の確認に使用します。免許証番号の中央4桁(赤色斜線部分)が自動設定されます。別番号を希望する場合は、任意の番号4桁を記載してください。
 ※ 暗証番号②は、券面に記載のない本国籍と顔写真情報の確認に使用します。本人しか知り得ない秘密の番号4桁を記載してください。

変 更 届	変更する項目の番号を全て○で囲んでください。		1. 氏名 2. 本籍・国籍等 3. 住所(県内異動) 4. 生年月日 5. 住所(県外から転入)				交付公安委員会		
	フリガナ						宮城・		
	新氏名		(氏) (名)						
	新本籍・国籍等						免許色 金 青 緑 A B C		
新住所		宮城県							

(この線から下には記載しないでください。)

折り曲げないでください。

氏名・生年月日	年 月 日 フリガナ																				
本籍・国籍等																					
住 所																					
交 付	年 月 日																				
まで有効																					
免許の条件等																					
免許証番号																					
免許年	第一種免許	二・小・原	年	月	日	有無															
月	その他		年	月	日	免許の種類	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
日	第二種免許		年	月	日	種類	型	型	型	通	特	二	自	自	特	付	引	二	二	二	二

↑ 太枠内を確認してください。

台帳確認
受付

太枠内をボールペンではっきりと記入してください。

運転免許証亡失・滅失等てん末書			
			年 月 日
宮城県公安委員会 殿			
住 所	市 郡		
氏 名		生年月日	年 月 日
連 絡 先 (電話番号)	自宅	— —	勤務先名称 () 電話番号 — —
	携帯	— —	
亡失・滅失等の年月日時	年 月 日	午(前・後)	時 分 から
	年 月 日	午(前・後)	時 分 までの間
亡失・滅失等の場所(区間)			
亡失・滅失等 した運転免許証	交付公安委員会	宮 城 県 () 公 安 委 員 会	
	交付年月日	年 月 日	
	免許の種類	大 中 準 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 型 型 型 通 特 自 自 特 付 引 型 型 通 特 引 二	
亡失・滅失等の状況		
亡失・滅失等の届出状況	届出の有・無	届出年月日	年 月 日
		届出先	警察署 交番・駐在所
3か月以内の交通違反歴 人身事故歴	有・無	交通違反名 ()	
		人身事故歴	回
過去1年以内の再交付回数	0回、 1回、 2回、 3回以上(回)		
私は、運転免許証を2通持つことが道路交通法で禁止されていることや亡失等した運転免許証を発見したときは、速やかに返納しなければならないことは理解しておりますので、これに違反しないことを誓います。 また、申請に当たり、次の注意事項は分かりました。 <div style="text-align: right;">氏名</div>			

注意事項

- 1 虚偽の申立てにより運転免許証の更新や再交付の申請を行った場合、処罰されます。
- 2 運転免許証の更新や再交付後に旧免許証を発見し、これを返納しないときは処罰されます。
- 3 このてん末書は、運転免許証の更新申請書又は再交付申請書に添付して提出してください。

受理日時	月 日 午前・午後 時 分
受 理 者	所属 官職 氏名

<h1 style="margin: 0;">運転免許証更新申請書</h1> <p style="margin: 0;">宮城県公安委員会 殿 (兼 再交付申請・記載事項変更届)</p>										氏変	転入	更新	特例	一部更新	一特	再交付	申請日	
										51	A1	36	32	33	31	59	年 月 日	
免許証番号										<small>この紙を剥がし、写真を貼付してください。</small> 写真 (3.0×2.4cm) 無帽・無背景 正面上三分身 6か月内撮影								
新交付年月日					新照会番号													
再交付理由																		
本人確認																		
亡失等した免許証の内容	フリガナ																	
	氏名																	
	生年月日																	
	本籍・国籍等																	
	住所																	
免許の種類										有効期限	年 月 日							
認証番号①					暗証番号②													

※ 認証番号①は、券面記載情報の確認に使用します。免許証番号の中央4桁(赤色斜線部分)が自動設定されます。別番号を希望する場合は、任意の番号4桁を記載してください。
 ※ 暗証番号②は、券面に記載のない本国籍と顔写真情報の確認に使用します。本人しか知り得ない秘密の番号4桁を記載してください。

変更届	変更する項目の番号を全て○で囲んでください。		1. 氏名	2. 本籍・国籍等	3. 住所(県内異動)	4. 生年月日	交付公安委員会				
	フリガナ						宮城・				
	新氏名						免許色	金	青	緑	
	新本籍・国籍等						A	B	C		
新住所		宮城県									
条件コード											
特定失効区分	変更なし	やむを得ず失効			特定取消	更新申請県	22	通知講習区分	優良	一般	違反初回
	0	6か月以内	6か月超	3年以内	継続歴有	継続歴有					
		1	2・A	5	6・B	8・9・C					

(この線から下には記載しないでください。)

氏名・生年月日	年 月 日 フリガナ																	
本籍・国籍等																		
住所																		
交付	年 月 日																	
まで有効																		
免許の条件等																		
免許証番号																		
免許年月日	第二種免許	二・小・原	年 月 日	有無	大	中	準	普	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
	その他		年 月 日		免許の種類	型	型	通	特	二	特	付	引	二	二	二	二	二
	第二種免許		年 月 日															

台帳確認
受付



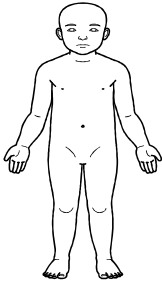
太枠内をボールペンではっきりと記入してください。

折り曲げないでください。

太枠内を確認してください。

適性検査結果	視力	裸眼	左	右	両	深視力	回数	実施結果	視野	左	運動能力	・適 ・裏面記載	総合判定	適(解除) 適(変更) 適(付与)	検査担当官
		矯正					1回目	mm		右					
					2回目		mm								
					3回目		mm								
				平均	mm										

適性検査結果欄

右手 	左手 	
人体 		

資料区分		申請取消し	適性検査日							
取消免許種別										
新	二小原	大正 2	昭和 3	平成 4	令和 5	年	月	日		
	その他	大正 2	昭和 3	平成 4	令和 5	年	月	日		
	免許の種類	中 型 1 8	準中型 1 9	普 通 1 2	大 特 1 3	大自二 2 1	普自二 2 2	小 特 1 5	原 付 1 6	

て ん 末 書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日 明治 大正 昭和 平成 年 月 日 (歳)

私は、 年 月 日頃の 午前 午後 時頃

(都道府県) (市区郡) おいて、

更新申請中の運転免許証を（紛失して 忘れて来て）しまいました。

今後このようなことがないように十分注意しますので、このてん末書をもって
申し上げます。

運転免許条件申請書 (登録票付)

宮城県公安委員会殿		申請日	年 月 日		
フリガナ		生年月日	年 月 日	性別	男・女
氏名					
電話番号	携帯・自宅・その他 () -				
免許証の記載事項の変更の有無	有 ・ 無				

太枠内を記入してください。

..... (この線から下には記入しないでください。)

① 資料区分	条 変	登録年月日	年 月 日		
	5 8				
受けようとする条件	普通車はサポートカーに限る	付与	⑩ 処理区分		
		変更	⑳ 条件コード		
限定解除審査の結果					

登 録	受 付

運転免許証記載事項変更届

宮城県公安委員会 殿

記変	転入	届出日	年	月	日
51	A1	届出者	本人		
			代理人		

現免許証の内容	免許証番号											電話	携帯・自宅・その他 () -						
	フリガナ											交付	宮城県 公安委員会 []						
	免許証に記載の氏名											性別	男・女						
	生年月日	大正・昭和・平成		年		月		日											
	免許証に記録の本籍・国籍等	免許証ICチップに記録されている本籍・国籍等を記載してください。																	
	免許証に記載の住所																		
	交付番号	年		月		日		有効	年		月		日まで有効						
免許の種類 (○で囲んでください。)	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け 引 二	免許証の色	金 A	青 B	緑 C

変更する項目のみを記入	変更する項目の番号を全て○で囲んでください。	1. 氏名 2. 本籍・国籍等 3. 住所(県内異動)			※ 氏名、本籍・国籍等の変更は住民票(本籍等記載のもの)の提出が、住所変更には新住所を確認できる書類等の提示が必要です。
		4. 住所(県外から転入)			
	フリガナ				
	新氏名	(氏)	(名)		
新本籍・国籍等					
新住所	宮城県				

太枠内をボールペンではっきりと記入してください。

(この線から下には記載しないでください。)

折り曲げないでください。

氏名・生年月日	年 月 日 フリガナ																			
本籍・国籍等																				
住所																				
交付	年		月		日															
まで有効																				
免許の条件等																				
免許証番号																				
免許	第一種免許	第二種免許	年	月	日	有無														
年	月	日	年	月	日	免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け 引 二

太枠内を確認してください。

センター
署

受付日	年	月	日	受付区分	センター	警察署
-----	---	---	---	------	------	-----

運転免許証記載事項変更届

(生年月日修正)

宮城県公安委員会 殿

50

届出日

年 月 日

現免許証の内容	免許証番号											電話	携帯・自宅・その他 () —						
	フリガナ											交付 公安委員会	宮城県 []						
	免許証に記載の氏名											性別	男・女						
	生年月日	大正・昭和・平成		年		月		日											
	免許証に記録の本籍・国籍等	免許証ICチップに記録されている本籍・国籍等を記載してください。																	
	免許証に記載の住所																		
	交付番号	年		月		日		—		有効		年		月		日まで有効			
免許の種類 (○で囲んでください。)	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け	第1種	二・小・原	・	・
	型	型	中型	通	特	自二	自二	特	付	引	型二	型二	通二	特二	引二	第2種	その他	・	・

太枠内をボールペンではっきりと記入してください。

次の該当する欄に、新たな内容を記載してください。

生年月日を修正する方	新 生 年 月 日	大正	昭和	平成	年		月	日	生まれ	
		2	3	4						
性別を修正する方	新 性 別	男	女							
		1	2							
全 て の 方	認証番号①					暗証番号②				

※ 認証番号①は、券面記載情報の確認に使用します。免許証番号の中央4桁(赤色斜線部分)が自動設定されます。別番号を希望する場合は、任意の番号4桁を記載してください。

※ 暗証番号②は、券面に記載のない本国籍と顔写真情報の確認に使用します。本人しか知り得ない秘密の番号4桁を記載してください。

(この線から下には記載しないでください。)

新有効年	年	月	日まで有効
------	---	---	-------

折り曲げないでください

氏名・生年月日	年 月 日										フリガナ									
本籍・国籍等																				
住 所																				
交 付	年		月		日															
まで有効																				
免許の条件等																				
免許証番号																				
免 許 年 月 日	第 一 種 免 許	二・小・原	年	月	日	有 無														
	第 二 種 免 許	その他	年	月	日	免 許 の 種 類	大	中	準	普	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
							型	型	中	通	特	自	自	特	付	引	型	通	特	引

↑太枠内を確認してください。

受付

国外運転免許証交付申請書 年 月 日 宮城県公安委員会 殿 申請者氏名 電 話 ()	
国外運転免許証の申請区分	A ・ B ・ C ・ D ・ E
現 有 免 許 証 コ ピ ー 欄	
表	裏

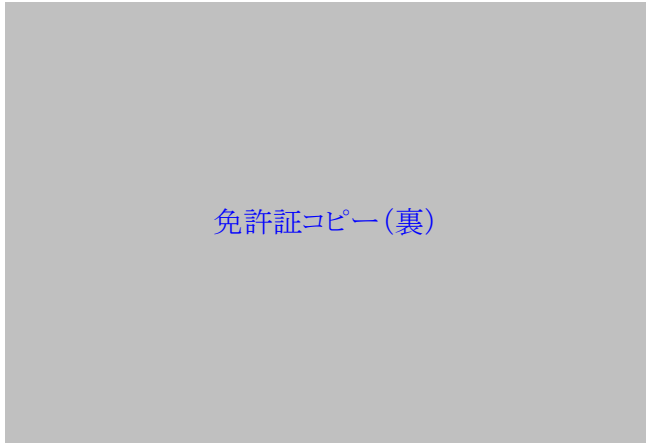
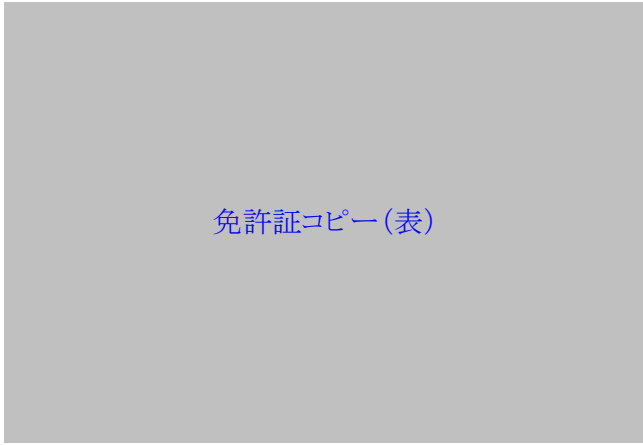
手 数 料 欄			
受給番号		担当者	

太線内はパスポートどおりに記入してください。

旅券番号 NO. OF PASSPORT		発行年月日 DATE OF ISSUE	
氏 名 (N A M E)	名 (GIVEN NAME)	姓 (SURNAME)	性別 (SEX)
本籍・国籍等 (県 名)		出生地 (県 名)	
生 年 月 日		身長	
職 業			
渡 航 目 的	観光・仕事・留学・その他 ()		
渡 航 先 (国 名)			
渡 航 予 定 日	月 日 頃		
渡 航 期 間	(約 間)		

県外申請	運転免許証更新申請票 (経由申請用)					38	申請日		
							年	月	日
免許証番号						この紙を剥がし、写真を貼付してください 写真 (3.0×2.4cm) 無帽・無背景 正面上三分身 6か月内撮影			
条件コード									
フリガナ		氏名		生年月日	大正・昭和・平成			男・女	
(氏)		(名)		年 月 日	年 月 日			男・女	
電話		携帯・自宅・その他 () -							
暗証番号①				暗証番号②				X	
更新申請	新県	都道府県名							
本籍・国籍等									

太枠内をボールペンで明瞭に記入してください。



免許証コピー(表)

免許証コピー(裏)

折り曲げないでください。

氏名・生年月日	年 月 日 フリガナ																		
本籍・国籍等																			
住所																			
交付	年 月 日																		
まで有効																			
免許の条件等																			
免許証番号																			
免許年	第一種免許	二・小・原	年	月	日	有無	大	中	準	普	大	小	原	け	大	中	普	大	け
月	許	他	年	月	日	免	許	の	型	型	通	特	二	特	引	二	二	二	二
日	第二種免許		年	月	日	許	の	種	類	型	型	通	特	二	特	引	二	二	二

太枠内を確認してください。

適性検査	視力	左	右	両	深視力	回	実施結果	視野	左	運動能力	・適 ・裏面記載	総合判定	適 適(解除) 適(変更) 適(付与)	検査担当官
		裸眼	・	・		・	1回目		mm					
結果	矯正	・	・	・	3回目	mm	平均	計						

別記様式第16号 (第5関係)

年 月 日

暗証番号照会 ・ 閉塞解除依頼書

宮城県公安委員会 殿

私が保有する運転免許証について、次のとおり依頼します。

内 容	<input type="checkbox"/> 暗証番号照会 <input type="checkbox"/> 閉塞解除依頼													
氏 名														
生 年 月 日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日 生まれ													
住 所	宮城県													
電 話 番 号														
免 許 番 号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>													

※ 担当者記入欄

所 属		氏 名	
-----	--	-----	--

免 許 証 暗 証 番 号						
年 月 日						
_____ 殿						
認証番号 ①	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					
暗証番号 ②	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					
担当者	<table border="1"><tr><td></td></tr></table>					

別記様式第17号(第9関係)

年 月 日

交通部運転免許課長 殿

警察署長

新免許証返納送付書(旧免許証の失効)

旧免許証の有効期間が本日までである者に係る新免許証について、更新免許証未交付台帳の写しを添えて送付します。

記

以下 人分